

石巻地方広域水道企業団建設工事に係る格付の審査に関する取扱要領

平成 16 年 10 月 13 日

石広水訓令乙第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、石巻地方広域水道企業団競争入札審査委員会規程(平成 8 年石広水規程第 11 号)第 8 条の規定に基づき、工事に係る業者を格付する場合の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録業者の格付審査)

第 2 条 格付に関する審査は、石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程(平成 16 年石広水規程第 6 号。以下「入札参加手続等取扱規程」という。)第 5 条第 2 項の規定により競争入札参加資格承認簿に登録された者(以下「登録業者」という。)の中から、入札参加手続等取扱規程第 6 条の規定に基づき行うものとする。

(格付審査対象工種)

第 3 条 企業団が発注する建設工事等の種類は別表のとおりとし、格付審査の対象とする工事の種類は、入札参加手続等取扱規程別表第 1 の左欄に掲げる土木一式工事、水道施設工事、ほ装工事、建築一式工事、電気工事及び管工事とする。

(格付審査基準)

第 4 条 格付は、入札参加手続等取扱規程別表第 1 の規定により各発注工事の種類別の条件を基準として行うものとし、特に水道施設工事の格付においては、当該条件のその他で定めるところにより企業団の指定給水装置工事事業者について行うものとする。

(管外業者の取扱)

第 5 条 企業団の構成市の区域内に本店を置く者(以下「企業団管内業者」という。)以外の者(以下「企業団管外業者」という。)を企業団管内業者として取扱いする場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 登録申請時において、企業団の構成市の区域内に営業所等を開設してから 2 年以上経過していること。

(2) 技術者等の適正な人員配置による施工及び営業体制が確立されていると認められること。

(新規登録業者の格付)

第 6 条 新規登録業者(業種の追加による新規分を含む。)は、入札参加手続等取扱規程別表第 1 に基づく等級の直近下位に格付けする。ただし、最下位の等級に該当する新規登録業者は、最下位の等級に格付する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行日前に、石巻市建設工事の競争入札参加者の資格を定める基準により格付されていたものについては、平成 17 年 4 月 1 日を基準日として行う格付において、第 6 条の規定は適用しない。

3 この訓令の施行日前に、石巻市競争入札参加資格承認簿に登録され、第 5 条に規定する企業団管内業者として取扱いする場合の基準を満たすものについては、平成 17 年 4 月 1 日を基準日として行う格付において企業団管内業者とみなし、第 6 条の規定は適用しない。

別表(第3条関係)

建設工事					
発注工事の種類		略号	発注工事の種類		略号
大分類	小分類		大分類	小分類	
土木工事	土木一式工事	土	その他工事	屋根工事	屋
	水道施設工事	水		タイル,れんが,ブロック工事	タ
	とび・大工・コンクリート工事	と		鉄筋工事	筋
建築工事	建築一式工事	建		板金工事	板
ほ装工事	ほ装工事	ほ		ガラス工事	ガ
鋼構造物,しゅんせつ工事	鋼構造物工事	鋼		塗装工事	塗
	しゅんせつ工事	しゅ		防水工事	防
設備工事	電気工事	電		内装仕上工事	内
	管工事	管		熱絶縁工事	絶
	機械器具設置工事	機		造園工事	園
	電気通信工事	通		さく井工事	井
その他工事	大工工事	大		建具工事	具
	左官工事	左		消防施設工事	消
	石工事	石		清掃施設工事	清
コンサル等					
発注業務の種類		略号	発注業務の種類		略号
大分類	小分類		大分類	小分類	
コンサル	測量	測	その他	漏水調査	漏
	建設コンサルタント	建コ		設備設計	設
	地質調査	質			
	建築士(設計)	建士			
	補償コンサルタント	補コ			

発注工事の種類の小分類は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の種類